

令和 8 年 第 1 回
大崎市議会定例会議案

令和 8 年 2 月 5 日 提出

大 崎 市

目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）……………	1
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	2
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	3
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市一般会計補正予算（第 9 号））……………	4
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大崎市一般会計補正予算（第 10 号））……………	6
議案第 3 号	令和 8 年度大崎市一般会計予算……………	8
議案第 4 号	令和 8 年度大崎市市有林事業特別会計予算……………	17
議案第 5 号	令和 8 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計予算……………	19
議案第 6 号	令和 8 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計予算……………	21
議案第 7 号	令和 8 年度大崎市日本語学校事業特別会計予算……………	23
議案第 8 号	令和 8 年度大崎市国民健康保険特別会計予算……………	25
議案第 9 号	令和 8 年度大崎市後期高齢者医療特別会計予算……………	28
議案第 10 号	令和 8 年度大崎市介護保険特別会計予算……………	30
議案第 11 号	令和 8 年度大崎市宅地造成事業特別会計予算……………	33
議案第 12 号	令和 8 年度大崎市工業団地造成事業特別会計予算……………	35
議案第 13 号	令和 8 年度大崎市水道事業会計予算……………	37
議案第 14 号	令和 8 年度大崎市下水道事業会計予算……………	41
議案第 15 号	令和 8 年度大崎市病院事業会計予算……………	45
議案第 16 号	大崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例……………	50

議案第 1 7 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例……………	67
議案第 1 8 号	大崎市行政区設置条例の一部を改正する条例……………	68
議案第 1 9 号	大崎市まちづくり協議会条例の一部を改正する条例……………	69
議案第 2 0 号	大崎市地区集会所条例の一部を改正する条例……………	70
議案第 2 1 号	大崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例……………	71
議案第 2 2 号	大崎市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条 例……………	73
議案第 2 3 号	大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例……………	87
議案第 2 4 号	大崎市手数料条例及び大崎市建築審査会条例の一部を改 正する条例……………	90
議案第 2 5 号	大崎市就学支援審議会条例の一部を改正する条例……………	93
議案第 2 6 号	大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童 クラブ室設置条例の一部を改正する条例……………	94
議案第 2 7 号	大崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	96
議案第 2 8 号	大崎市リサイクルデザイン工房条例の一部を改正する条 例……………	99
議案第 2 9 号	大崎市土地改良事業助成条例の一部を改正する条例……………	100
議案第 3 0 号	大崎市公共物管理条例等の一部を改正する条例……………	101
議案第 3 1 号	大崎市市営住宅条例の一部を改正する条例……………	112
議案第 3 2 号	大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例……………	113
議案第 3 3 号	大崎市消防団条例の一部を改正する条例……………	115
議案第 3 4 号	工事施行協定の変更協定の締結について……………	116
議案第 3 5 号	財産の減額貸付について……………	117
議案第 3 6 号	指定管理者の指定期間の変更について……………	119

議案第 37 号	指定管理者の指定期間の変更について……………	120
議案第 38 号	字の区域を新たに画することについて……………	121
議案第 39 号	大崎市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について……	128
議案第 40 号	大崎市過疎地域持続的発展計画について……………	130

報告第1号

専決処分の報告について

令和8年1月8日，交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

2 事故の概要

令和7年10月23日午前10時50分頃，本市職員の運転する公用車が，大崎市岩出山字上川原町地内を走行中，対向車を避けようと左側に車両を寄せた際，荷台が相手方住宅の雨樋に接触し，損傷させたもの。

3 和解の要旨

事故の主たる原因は，本市職員の不注意によるものであり，市の過失割合は100パーセントとする。

4 損害賠償の額

62,150円

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として別紙の者を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

令和7年12月26日、令和7年度大崎市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度大崎市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度大崎市一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650,214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,664,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		34,941	580,274	615,215
	1 寄 附 金	34,941	580,274	615,215
19 繰 入 金		3,157,411	69,940	3,227,351
	1 基 金 繰 入 金	3,131,172	69,940	3,201,112
補正されなかった款項に係る額		64,822,111		64,822,111
歳 入 合 計		68,014,463	650,214	68,664,677

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		7,693,178	650,214	8,343,392
	1 総 務 管 理 費	6,414,130	650,214	7,064,344
補正されなかった款項に係る額		60,321,285		60,321,285
歳 出 合 計		68,014,463	650,214	68,664,677

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

令和8年1月23日、令和7年度大崎市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度大崎市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度大崎市一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439,462千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,104,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		4,556,670	70,702	4,627,372
	3 委 託 金	259,327	70,702	330,029
19 繰 入 金		3,227,351	368,760	3,596,111
	1 基 金 繰 入 金	3,201,112	368,760	3,569,872
補正されなかった款項に係る額		60,880,656		60,880,656
歳 入 合 計		68,664,677	439,462	69,104,139

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		8,343,392	70,702	8,414,094
	4 選 挙 費	177,589	70,702	248,291
8 土 木 費		6,577,834	368,760	6,946,594
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,000,999	368,760	2,369,759
補正されなかった款項に係る額		53,743,451		53,743,451
歳 出 合 計		68,664,677	439,462	69,104,139

議案第3号

令和8年度大崎市一般会計予算

令和8年度大崎市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,820,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		17,706,592
	1 市 民 税	7,169,415
	2 固 定 資 産 税	8,159,500
	3 軽 自 動 車 税	510,384
	4 市 た ば こ 税	1,012,932
	5 入 湯 税	67,095
	6 都 市 計 画 税	787,266
2 地 方 譲 与 税		673,335
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	118,110
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	453,974
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	101,250
3 利 子 割 交 付 金		29,903
	1 利 子 割 交 付 金	29,903
4 配 当 割 交 付 金		95,833
	1 配 当 割 交 付 金	95,833
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		167,302
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	167,302
6 法 人 事 業 税 交 付 金		351,663
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	351,663
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,609,941
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,609,941
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		10,335
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	10,335
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
10 地 方 特 例 交 付 金		241,536
	1 地 方 特 例 交 付 金	230,465
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	11,071
11 地 方 交 付 税		18,189,000
	1 地 方 交 付 税	18,189,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		14,110
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,110
13 分 担 金 及 び 負 担 金		430,888
	1 負 担 金	430,888

(単位 千円)

款	項	金額
14 使用料及び手数料		480,886
	1 使用料	412,442
	2 手数料	68,444
15 国庫支出金		9,728,192
	1 国庫負担金	7,985,878
	2 国庫補助金	1,644,773
	3 委託金	97,541
16 県支出金		4,534,060
	1 県負担金	2,723,119
	2 県補助金	1,758,706
	3 委託金	52,235
17 財産収入		158,312
	1 財産運用収入	89,631
	2 財産売却収入	68,681
18 寄附金		900,001
	1 寄附金	900,001
19 繰入金		2,027,566
	1 基金繰入金	2,027,566
20 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
21 諸収入		1,260,444
	1 延滞金, 加算金及び過料	10,200
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	642,526
	4 雑収入	607,717
22 市債		3,810,100
	1 市債	3,810,100
歳入	合計	64,820,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		348,857
	1 議 会 費	348,857
2 総 務 費		6,750,496
	1 総 務 管 理 費	5,680,666
	2 徴 税 費	640,251
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	209,186
	4 選 挙 費	143,112
	5 統 計 調 査 費	28,128
	6 監 査 委 員 費	49,153
3 民 生 費		22,668,549
	1 社 会 福 祉 費	8,944,488
	2 児 童 福 祉 費	10,930,867
	3 生 活 保 護 費	2,792,638
	4 災 害 救 助 費	556
4 衛 生 費		6,986,822
	1 保 健 衛 生 費	4,813,784
	2 清 掃 費	2,173,038
5 労 働 費		31,866
	1 労 働 諸 費	31,866
6 農 林 水 産 業 費		1,939,344
	1 農 業 費	1,808,502
	2 林 業 費	130,842
7 商 工 費		1,502,240
	1 商 工 費	1,502,240
8 土 木 費		6,078,515
	1 土 木 管 理 費	548,504
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,820,899
	3 河 川 費	502,918
	4 都 市 計 画 費	2,780,598
	5 住 宅 費	425,596
9 消 防 費		2,389,875
	1 消 防 費	2,389,875

(単位 千円)

款	項	金額
10 教 育 費		6,855,878
	1 教 育 総 務 費	2,333,309
	2 小 学 校 費	527,169
	3 中 学 校 費	468,072
	4 幼 稚 園 費	2,889
	5 社 会 教 育 費	1,616,886
	6 保 健 体 育 費	1,907,553
11 災 害 復 旧 費		1
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		9,167,557
	1 公 債 費	9,167,557
13 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	64,820,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
地域路線バス運行維持補助金	令和 9 年度	81,408
内部情報系システム賃貸借	自 令和 9 年度 至 令和 1 4 年度	892,100
公共施設等総合管理計画及び個別施設計画改訂業務委託	令和 9 年度	5,071
中小企業振興資金融資損失補償	自 令和 9 年度 至 令和 2 1 年度	60,000
道路橋りょう除雪等事業	令和 9 年度	700
都市計画道路見直し調査業務委託	令和 9 年度	3,828

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興施設整備事業	9,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては、 当該見直し 後の利率)	起債年度から据 置期間を含め30 年以内に元利均 等償還又は元金 均等償還により 償還する。ただ し、融通条件又 は財政の都合に より償還年限を 短縮し、若しく は低利債に借り 換えることがで きる。
社会福祉施設整備事業	4,700	同上	同上	同上
児童保育施設整備事業	21,700	同上	同上	同上
水道事業出資事業	4,300	同上	同上	同上
土地改良事業	92,800	同上	同上	同上
観光施設整備事業	64,700	同上	同上	同上
道路新設改良事業	727,900	同上	同上	同上
排水路等整備事業	255,000	同上	同上	同上
河川等浚渫事業	77,000	同上	同上	同上
街路整備事業	74,400	同上	同上	同上
公園整備事業	1,600	同上	同上	同上
住宅整備事業	85,400	同上	同上	同上
消防施設整備事業	59,400	同上	同上	同上
児童等通学支援事業	41,900	同上	同上	同上
学校教育環境整備事業	50,500	同上	同上	同上
小学校施設改修事業	6,900	同上	同上	同上
中学校施設改修事業	15,100	同上	同上	同上
公民館施設整備事業	4,200	同上	同上	同上

文化施設整備事業	3,900	同上	同上	同上
体育施設整備事業	223,300	同上	同上	同上

議案第4号

令和8年度大崎市市有林事業特別会計予算

令和8年度大崎市市有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,223千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		10,648
	1 県 補 助 金	10,648
2 財 産 収 入		12,829
	1 財 産 運 用 収 入	206
	2 財 産 売 払 収 入	12,623
3 繰 入 金		11,245
	1 他 会 計 繰 入 金	11,245
4 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		35,223

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		727
	1 総 務 管 理 費	727
2 造 林 事 業 費		33,012
	1 造 林 事 業 費	33,012
3 公 債 費		1,484
	1 公 債 費	1,484
歳 出 合 計		35,223

議案第5号

令和8年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計予算

令和8年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,370千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1 8 9
	1 財 産 運 用 収 入	1 8 9
2 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1 6, 0 1 7
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1 6, 0 1 7
5 繰 入 金		2 0, 1 6 2
	1 基 金 繰 入 金	2 0, 1 6 2
歳 入	合 計	3 6, 3 7 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1 9 0
	1 総 務 管 理 費	1 9 0
2 事 業 費		3 6, 1 8 0
	1 貸 与 事 業 費	3 6, 1 8 0
歳 出	合 計	3 6, 3 7 0

議案第6号

令和8年度大崎市夜間急患センター事業特別会計予算

令和8年度大崎市夜間急患センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145,462千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		22,786
	1 負 担 金	22,786
2 使 用 料 及 び 手 数 料		37,182
	1 使 用 料	36,702
	2 手 数 料	480
3 繰 入 金		83,464
	1 他 会 計 繰 入 金	83,464
4 繰 越 金		2,000
	1 繰 越 金	2,000
5 諸 収 入		30
	1 雑 入	30
歳 入 合 計		145,462

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 夜 間 急 患 セ ン タ ー 費		143,462
	1 夜 間 急 患 セ ン タ ー 費	143,462
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		145,462

議案第7号

令和8年度大崎市日本語学校事業特別会計予算

令和8年度大崎市日本語学校事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		43,600
	1 使用料	42,710
	2 手数料	890
2 繰入金		39,907
	1 他会計繰入金	39,907
3 繰越金		500
	1 繰越金	500
4 諸収入		12,000
	1 雑収入	12,000
歳入合計		96,007

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 日本語学校費		95,007
	1 日本語学校費	95,007
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		96,007

議案第 8 号

令和 8 年度大崎市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度大崎市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 8 3 9, 4 7 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		2,448,290
	1 国民健康保険税	2,448,290
2 使用料及び手数料		175
	1 手 数 料	175
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		10,556,253
	1 県 補 助 金	10,556,253
5 財 産 収 入		455
	1 財 産 運 用 収 入	455
6 繰 入 金		821,301
	1 他 会 計 繰 入 金	752,066
	2 基 金 繰 入 金	69,235
7 繰 越 金		4,000
	1 繰 越 金	4,000
8 諸 収 入		9,001
	1 延滞金, 加算金及び過料	8,000
	2 雑 入	1,001
歳 入 合 計		13,839,476

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		76,963
	1 総務管理費	39,315
	2 徴税費	37,284
	3 運営協議会費	364
2 保険給付費		10,222,920
	1 療養諸費	8,687,184
	2 高額療養費	1,501,826
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	22,510
	5 葬祭諸費	11,300
3 国民健康保険金 事業費納付金		3,367,899
	1 医療給付費分	2,295,411
	2 後期高齢者支援金等分	829,685
	3 介護納付金分	242,803
4 保健事業費		124,087
	1 保健事業費	124,087
5 基金積立金		455
	1 基金積立金	455
6 諸支出金		17,152
	1 償還金及び還付加算金	17,152
7 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		13,839,476

議案第9号

令和8年度大崎市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度大崎市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,966,518千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1, 494, 207
	1 後期高齢者医療保険料	1, 494, 207
2 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
3 繰 入 金		467, 043
	1 他 会 計 繰 入 金	467, 043
4 繰 越 金		510
	1 繰 越 金	510
5 諸 収 入		4, 748
	1 延滞金, 加算金及び過料	30
	2 償還金及び還付加算金	4, 718
歳 入 合 計		1, 966, 518

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		29, 637
	1 総 務 管 理 費	17, 417
	2 徴 収 費	12, 220
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		1, 931, 653
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 931, 653
3 諸 支 出 金		4, 728
	1 償還金及び還付加算金	4, 728
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1, 966, 518

議案第10号

令和8年度大崎市介護保険特別会計予算

令和8年度大崎市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,118,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		3, 005, 996
	1 介 護 保 険 料	3, 005, 996
2 使 用 料 及 び 手 数 料		25
	1 手 数 料	25
3 国 庫 支 出 金		3, 408, 336
	1 国 庫 負 担 金	2, 428, 045
	2 国 庫 補 助 金	980, 291
4 支 払 基 金 交 付 金		3, 684, 547
	1 支 払 基 金 交 付 金	3, 684, 547
5 県 支 出 金		1, 978, 010
	1 県 負 担 金	1, 881, 608
	2 県 補 助 金	96, 402
6 財 産 収 入		629
	1 財 産 運 用 収 入	629
7 繰 入 金		2, 038, 625
	1 他 会 計 繰 入 金	2, 038, 625
8 繰 越 金		2, 000
	1 繰 越 金	2, 000
9 諸 収 入		52
	1 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料	50
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		14, 118, 220

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		145,993
	1 総務管理費	11,657
	2 徴収費	17,531
	3 介護認定審査会費	104,356
	4 計画策定費	12,449
2 保険給付費		13,260,495
	1 介護サービス等諸費	12,223,175
	2 介護予防サービス等諸費	193,942
	3 その他諸費	13,296
	4 高額介護サービス等費	300,211
	5 高額医療合算介護サービス等費	33,597
	6 特定入所者介護サービス等費	496,274
3 地域支援事業費		663,315
	1 介護予防事業費	41,602
	2 包括的支援事業・任意事業費	277,326
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	343,326
	4 その他諸費	1,061
4 基金積立金		40,295
	1 基金積立金	40,295
5 諸支出金		6,122
	1 償還金及び還付加算金	6,122
6 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	14,118,220

議案第 1 1 号

令和 8 年度大崎市宅地造成事業特別会計予算

令和 8 年度大崎市宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1, 5 6 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1, 6 5 7
	1 財 産 売 払 収 入	1, 6 5 7
2 繰 越 金		9, 9 1 0
	1 繰 越 金	9, 9 1 0
歳 入	合 計	1 1, 5 6 7

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1 1, 0 6 7
	1 総 務 管 理 費	1 1, 0 6 7
2 予 備 費		5 0 0
	1 予 備 費	5 0 0
歳 出	合 計	1 1, 5 6 7

議案第12号

令和8年度大崎市工業団地造成事業特別会計予算

令和8年度大崎市工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ335千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
2 繰 越 金		1 0 0
	1 繰 越 金	1 0 0
3 繰 入 金		2 3 4
	1 他 会 計 繰 入 金	2 3 4
歳 入 合 計		3 3 5

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管 理 費		2 8 5
	1 総 務 管 理 費	2 8 5
2 予 備 費		5 0
	1 予 備 費	5 0
歳 出 合 計		3 3 5

議案第13号

令和8年度大崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	52,614戸
(2) 年間総給水量	13,998,534 m ³
(3) 一日平均給水量	38,352 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水施設整備事業	1,485,426千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	3,846,271千円	
第1項 営業収益	3,629,515千円	
第2項 営業外収益	216,751千円	
第3項 特別利益		5千円
	支	出
第1款 水道事業費用	3,893,894千円	
第1項 営業費用	3,691,315千円	
第2項 営業外費用	174,079千円	
第3項 特別損失		8,500千円
第4項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,357,071千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入		
第1款	水道事業資本的収入	902,990千円
第1項	企業債	763,300千円
第2項	補助金	35,229千円
第3項	負担金	49,100千円
第4項	他会計負担金	51,060千円
第5項	出資金	4,300千円
第6項	固定資産売却代金	1千円
支 出		
第1款	水道事業資本的支出	2,260,061千円
第1項	建設改良費	1,491,869千円
第2項	企業債償還金	657,942千円
第3項	投資	100,250千円
第4項	予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
給水管布設工事資金 金融資利子補給	自令和9年度 至令和13年度	給水管布設工事資金 借入額の利子に相当 する額
給水管布設工事資金 金融資に伴う損失 補償	自令和8年度 至令和13年度	給水管布設工事資金 未償還元金の10% に相当する額

量水器購入	自令和8年度 至令和9年度	74,000
水道事業包括業務委託	自令和8年度 至令和13年度	4,633,585
公営企業会計システム導入経費	自令和8年度 至令和9年度	4,900
公営企業会計システムリース	自令和8年度 至令和14年度	36,120

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業	286,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機関について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機関資金及びその他の借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
水道施設整備事業	450,500	同上	同上	同上
水道総合地震対策事業	26,600	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 266,386千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業経営のため大崎市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,955千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

議案第14号

令和8年度大崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	28,574戸
(2) 年間総処理水量	7,301,353 m ³
(3) 一日平均処理水量	20,003 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	1,512,051千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	4,435,196千円
第1項 営業収益	1,955,478千円
第2項 営業外収益	2,453,509千円
第3項 特別利益	26,209千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	4,706,974千円
第1項 営業費用	4,370,778千円
第2項 営業外費用	312,593千円
第3項 特別損失	3,603千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,300,838千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	3,091,922千円
第1項 企業債	1,699,300千円
第2項 他会計出資金	604,000千円
第3項 他会計補助金	218,580千円
第4項 国県補助金	536,000千円
第5項 負担金及び分担金	34,042千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	4,392,760千円
第1項 建設改良費	1,512,051千円
第2項 企業債償還金	2,870,709千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
水洗便所改造資金融資利子補給	自令和9年度 至令和13年度	水洗便所改造資金借入額の利子に相当する額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	自令和9年度 至令和13年度	水洗便所改造資金未償還元金の10%に相当する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	469,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは借り換えることができる。
特定環境保全公共下水道整備事業	140,700	同上	同上	同上
浄化槽整備事業	73,700	同上	同上	同上
流域下水道整備事業	106,600	同上	同上	同上
資本費平準化債(公共下水道事業)	390,500	同上	同上	同上
資本費平準化債(特定環境保全公共下水道事業)	100,000	同上	同上	同上
資本費平準化債(農業集落排水事業)	283,000	同上	同上	同上
特別措置分(公共下水道事業)	135,000	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 213,395千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業経営のため大崎市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,399,783千円である。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

議案第15号

令和8年度大崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 大崎市民病院

病床数	一般494床 感染症6床 計500床	
区分	入院	外来
年間患者数	149,650人	272,465人
1日平均患者数	410.0人	1,121.1人

(2) 大崎市民病院鳴子温泉分院

病床数	一般40床	
区分	入院	外来
年間患者数	12,775人	14,942人
1日平均患者数	35.0人	62.0人

(3) 大崎市民病院岩出山分院

病床数	一般40床	
区分	入院	外来
年間患者数	12,775人	22,244人
1日平均患者数	35.0人	92.3人

(4) 大崎市民病院鹿島台分院

病床数	一般40床	
区分	入院	外来
年間患者数	13,140人	28,854人
1日平均患者数	36.0人	119.7人

(5) 大崎市民病院田尻診療所

区分	外来
年間患者数	10,465人
1日平均患者数	43.4人

(6) 大崎市民病院健康管理センター

区 分	外 来
年間患者数	991人
1日平均患者数	4.1人
区 分	健 診
年間利用者数	16,741人
1日平均利用者数	69.5人

(7) 主要な建設改良事業

区 分	予 定 額
医療設備等整備事業	696,550千円
病院建設事業	3,571,685千円
医療施設等整備事業	176,734千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	27,971,950千円
第1項 医業収益	25,587,131千円
第2項 医業外収益	2,172,667千円
第3項 特別利益	212,152千円

支 出

第1款 病院事業費用	29,508,967千円
第1項 医業費用	29,078,995千円
第2項 医業外費用	405,221千円
第3項 特別損失	14,751千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,004,673千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額,過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	5, 299, 656千円
第1項	企業債	4, 444, 800千円
第2項	負担金交付金	853, 294千円
第3項	他会計補助金	1, 559千円
第4項	長期貸付金返還金	2千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	6, 304, 329千円
第1項	建設改良費	4, 634, 251千円
第2項	企業債償還金	1, 649, 878千円
第3項	投資	10, 200千円
第4項	予備費	10, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (千円)
定期刊行医学雑誌購入	自 令和8年度 至 令和9年度	2, 533
看護補助者派遣業務委託	自 令和8年度 至 令和9年度	61, 610
大崎市民病院広報誌「つながり」作成支援業務委託	自 令和8年度 至 令和11年度	6, 567
連帯保証人代行制度業務委託	自 令和9年度 至 令和10年度	22, 668

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
医療設備等 整備事業	696,500	証書 借入	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる政府 資金及び地方 公共団体金融 機構資金につ いて、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金、地方公 共団体金融機構資 金及びその他の借 入先の融資条件に よる。ただし、企業 財政の都合により 据置期間及び償還 年限を短縮し、若し くは繰上償還又は 低利債に借り換え ることができる。
病院建設 事業	3,571,600	同上	同上	同上
医療施設等 整備事業	176,700	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,812,881千円

(2) 交際費 490千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業経営のため大崎市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、592,380千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,469,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
器械備品	物流管理システム	一式
器械備品	手術映像管理システム	一式
器械備品	仮想化基盤ディープセキュリティライセンス更新	一式
器械備品	生理機能検査システム	一式
器械備品	透析液供給システム	一式
器械備品	本院分院ネットワーク改修	一式
器械備品	X線一般撮影装置	一式

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康志

議案第16号

大崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- （2） 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援を行う事業をいう。
- （3） 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- （4） 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給

対象小学校就学前子どもをいう。

- (5) 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (6) 特定乳児等通園支援事業所 特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (7) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。
- (8) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利

用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業所の職員に対し，研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は，大崎市暴力団排除条例（平成25年大崎市条例第4号）第5条第1項に規定する暴力団員及び関係者等であってはならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は，1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数，特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後，当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときには，当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は，前項の面談を行うに当たっては，あら

かじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定

(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。））の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領す

ることをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通

園支援の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は，定期的に外部の者による評価を受けて，その結果を公表し，常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は，常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め，当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は，現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（1） 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種，員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類，支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに対し，適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう，特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所ごとに，当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし，特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は，第3条第1項の規定により定め

る1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定

子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように，必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は，特定教育・保育施設等，他の特定乳児等通園支援事業者，地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して，乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には，あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は，その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が，その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように，その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は，当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において，その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は，利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。），教育・保育施設，地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し，支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合

には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの

記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項に

において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第17号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 大崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年大崎市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大崎市病院事業の設置等に関する条例（平成18年大崎市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 大崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年大崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

議案第18号

大崎市行政区設置条例の一部を改正する条例

大崎市行政区設置条例（平成18年大崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「を置き，報酬を支給する」を「を置く」に改め，同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。

（大崎市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大崎市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年大崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表行政区長の項を削る。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第19号

大崎市まちづくり協議会条例の一部を改正する条例

大崎市まちづくり協議会条例（平成18年大崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域に」の次に「設置される」を加え、「設置し」を「支援し」に改める。

第2条の見出しを「（協議会の名称等）」に改め、同条中「区域」を「地域」に改め、同条に次の1項を加える。

2 協議会の組織等は、当該地域の実情に応じ、協議会が定める。

第3条第2項及び第3項を削る。

第4条を次のように改める。

（行政の支援）

第4条 行政は、協議会の自主性を尊重し、その活動について適切な支援を行うものとする。

第5条から第8条までを削り、第9条を第5条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

議案第 20 号

大崎市地区集会所条例の一部を改正する条例

大崎市地区集会所条例（平成 18 年大崎市条例第 322 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大崎市三本木南谷地集会所の項及び大崎市三本木多田川集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第21号

大崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年大崎市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第11条の4第2項第2号中「3万6,300円」を「7万700円」に改め、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「運賃相当額」を「運賃等相当額」に、「及び特別料金等相当額」を「特別料金等相当額」に、「特別急行列車」を「新幹線鉄道等」に、「の合計額が7万5,000円」を「及び前項第1号に定める額の合計額が15万円」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に、「7万5,000円」を「15万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、4,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 22 号

大崎市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(大崎市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 大崎市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年大崎市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 14 条」を「第 7 条」に、

「

第 2 章 内国旅行の旅費（第 15 条—第 29 条）

を

第 3 章 外国旅行の旅費（第 30 条—第 36 条）

」

「

第 2 章 旅費の種目及び内容（第 8 条—第 20 条）

に

第 3 章 雑則（第 21 条—第 29 条）

」

改め、「第 4 章 雑則（第 21 条—第 29 条）」を削る。

第 2 条第 1 項第 4 号中「職員についてはその住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第 6 号中「若しくはその扶養親族又は遺族」を「又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶

者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第1項第8号中「一つ」を「一」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項第3号中「勤続2年以上の」を削り、「当該職員の」の次に「本邦にある」を加え、「居住地に」を「居住地を」に改め、同項第4号中「ため」を「ための」に改め、同条第3項中「同項」を「前項」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該家族を含む。次項において同じ。）が次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「事故」の次に「又は天災その他やむを得ない事情」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）」を「の変更を」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項中「これを変更」を「その変更を」に、「記載し、これ」を「記載又は記録をし、当該事項」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同項ただし書中「旅行に関する」を削り、「記載しこれを提示」を「記載又は記録を」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第5項中「旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「同項に定める事項の記載又は記録を」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第2項中「できるだけ」を「、できるだけ」に改め、同条第3項中「旅行命令等に従った」を「、旅行命令等に従った」に改める。

第6条を削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に規定する種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「よって」を「より」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第13条に見出しとして「(旅費の請求手続)」を付し、同条第1項中「者」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に、「これを市長」を「会計管理者」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「, 所定の期間内に」を「所定の期間内に, 」に改め、同条第3項中「当該過払金」を「, 当該過払金」に改め、同条を第7条とする。

第14条を削る。

第2章及び第3章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長が別に定めるものに限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上

級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には，最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は，航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし，その額は，次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は，第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって，公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 座席指定料金

（3） 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は，運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には，最下級の運賃の額とする。

（車賃及びその他の交通費）

第12条 車賃及びその他の交通費は，鉄道，船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし，その額は，次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は，公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

（2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事

業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）
その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）
を利用する移動に要する運賃

（３） 前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第８０条
第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国
におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接
要する費用

（４） 自家用自動車等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第
２条第１項第９号に規定する自動車，同項第１０号に規定する原動
機付自転車又は同項第１１号に規定する軽車両であって，自己の用
に供するものをいう。）を利用する移動に要する費用

（５） 前各号に掲げる費用に付随する費用

２ 前項第４号に掲げる車賃の額は，路程１キロメートルにつき３７円
とし，全行程を通算して計算する。この場合において，通算した路程
に１キロメートル未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。

（宿泊費）

第１３条 宿泊費は，旅行中の宿泊に要する費用とし，その額は，国家
公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号。以下「省令」
という。）別表第２第１号の表又は第２号の表の上欄に掲げる区分に
応じ，これらの表の職務の級が１０級以下の者の欄に掲げる額とする。
ただし，当該宿泊に係る特別な事情がある場合は，この限りでない。

（包括宿泊費）

第１４条 包括宿泊費は，移動及び宿泊に対する一体の対価として支払
われる費用とし，その額は，当該移動に係る第９条から第１２条まで
の規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき省令別表第3第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食事に相当するものが含まれる場合には、第1項に規定する額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定する額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、

その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当並びに着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要な費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に掲げる額とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び

渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(この条例に定めのない事項)

第25条 この条例に規定するもののほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により支給する。

(旅費の調整)

第26条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、旅行命令権者が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第27条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同項若しくは同法第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部

分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第28条 会計管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者は、前項に規定する返納に代えて、会計管理者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

第29条 この条例実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章、別表第1及び別表第2を削る。

(大崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 大崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成18年大崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「種類」を「種目」に改める。

(大崎市市議会等に出頭した関係人等に対する費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 大崎市市議会等に出頭した関係人等に対する費用弁償に関する条例(平成18年大崎市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次のとおりとする」を「市の一般職の職員の例による」に改め、同項の表を削る。

(大崎市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部

改正)

第4条 大崎市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
(平成18年大崎市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「種類」を「種目」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大崎市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の大崎市職員等の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第

4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例第 28 条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 23 号

大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

大崎市都市計画税条例（平成 18 年大崎市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表古川米袋の部水押の項中「3 番 1 から 3 番 5 まで」を「3 番 1 から 3 番 3 まで， 3 番 5」に，「4 番 1 から 4 番 3 まで」を「4 番 1， 4 番 3」に，「5 番 4， 5 番 5」を「5 番 4 から 5 番 6 まで」に改め，「， 8 番 1」，「， 9 番 1」及び「， 11 番 1」を削り，「6 2 番」の次に「， 6 3 番」を加え，同表古川塚目の部石名坂の項中「202 番 5 から 202 番 7 まで」を「202 番 5 から 202 番 8 まで」に改め，同部原屋敷の項中「88 番 5 から 88 番 20 まで」を「88 番 5 から 88 番 21 まで」に，「155 番 1 から 155 番 3 まで」を「155 番 1， 155 番 3」に改め，同部前田の項中「6 番 5」の次に「， 6 番 7， 6 番 8」を加え，同部屋敷の項中「321 番 1 から 321 番 4 まで」を「321 番 1 から 321 番 5 まで」に改め，同表古川米倉の部北の項中「8 番 5」の次に「， 8 番 11」を加え，同表古川小泉の部大小の項中「438 番 1， 438 番 2」を「438 番 1 から 438 番 3 まで」に改め，「508 番 3」の次に「， 508 番 5」を加え，「509 番 1 から 509 番 8 まで」を「509 番 1 から 509 番 4 まで， 509 番 6 から 509 番 8 まで」に改め，同表古川福浦の部新土手外の項中「110 番 1 から 110 番 3 まで」を「110 番 1 から 110 番 4 まで」に，「111 番 1， 111 番 2」を「111 番 1 から 111 番 3 まで」に，「112 番 1， 112 番 2」を「112 番 1 から 112 番 3 まで」に改め，同表古川馬寄の部南田の項中「10 番 1 から 10 番 3 まで」を「10 番 1 から 10 番 17 まで」に改め，「， 11 番 1」

及び「， 1 2 番 1」を削り，「1 3 番 1 から 1 3 番 3 まで」を「1 3 番 2， 1 3 番 4， 1 3 番 5」に改め，同表古川新田の部銃後稔の項を削り，同表古川沢田の部新原際の項中「7 6 番 3 から 7 6 番 6 まで」を「7 6 番 3 から 7 6 番 7 まで」に改め，同表古川境野宮の部前田の項中「9 6 番から 1 0 5 番まで」を「9 6 番から 1 0 3 番まで， 1 0 4 番 1 から 1 0 4 番 6 まで」に，「1 1 3 番 1 から 1 1 3 番 9 まで」を「1 1 3 番 1 から 1 1 3 番 7 まで， 1 1 3 番 9」に改め，同表三本木高柳の部横江の項中「9 番 4 から 9 番 6 まで」を「9 番 6」に改め，同表鹿島台木間塚の部出町の項中「1 5 2 番 3」を「1 5 2 番 3 から 1 5 2 番 7 まで」に改め，同表鹿島台平渡の部上敷の項中「4 4 番 6 6 から 4 4 番 7 7 まで」を「4 4 番 6 6 から 4 4 番 8 2 まで」に改め，同部銭神の項中「5 0 番 2 から 5 0 番 7 まで」を「5 0 番 2 から 5 0 番 8 まで」に改め，同部長根の項中「6 2 番 3 から 6 2 番 8 まで」を「6 2 番 3 から 6 2 番 1 2 まで」に改め，「， 6 9 番 4」を削り，同部東銭神の項中「4 番 1 0 から 4 番 1 7 まで」を「4 番 1 0 から 4 番 1 8 まで」に，「7 番 7 から 7 番 2 6 まで」を「7 番 7 から 7 番 2 7 まで」に改め，同表岩出山上野目の部下辻堂の項中「， 1 2 1 番」を削り，「1 2 1 番 3， 1 2 1 番 4」を「1 2 1 番 3 から 1 2 1 番 8 まで」に改め，同表岩出山の部上川原町の項中「1 1 7 番」を「1 1 7 番 1， 1 1 7 番 2」に，「1 6 7 番 3 0， 1 6 7 番 3 1」を「1 6 7 番 3 0 から 1 6 7 番 3 2 まで」に改め，同部下川原の項中「9 番 1 5 から 9 番 2 0 まで」を「9 番 1 5 から 9 番 2 2 まで」に，「2 1 番 1 から 2 3 番 まで」を「2 1 番 1， 2 1 番 3， 2 2 番， 2 3 番 1， 2 3 番 2」に，「2 4 番 7」を「2 4 番 7 から 2 4 番 9 まで」に，「1 9 6 番から 2 0 9 番まで」を「1 9 6 番から 2 0 2 番まで， 2 0 3 番 1， 2 0 3 番 2， 2 0 4 番から 2 0 9 番まで」に改め，「2 2 8 番 2」の次に「， 2 2 9 番」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大崎市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 24 号

大崎市手数料条例及び大崎市建築審査会条例の一部を改正する条例

(大崎市手数料条例の一部改正)

第 1 条 大崎市手数料条例（平成 18 年大崎市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

43	都市計画法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	1 部	470 円	
43 の 2	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項の規定に基づく容積率に関する特例の許可	1 件	160,000 円	

を

「

43	都市計画法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	1 部	470 円	
43 の 2	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定に基づく中間検査を申請する者（同法第 15 条第 1 項の規定により同法第 12 条第 1 項の許	盛土又は切土をする土地の面積の区分が 0.3 ヘクタールのもの 盛土又は切土をする土地の面積の区分が 0.3 ヘクタールを超え 0.5 ヘクター	1 件 1 件	5,500 円 6,500 円

に

可があったものとみなされ れた者又は同法第34条 第1項の規定により同法 第30条第1項の許可が あったものとみなされた 者を除く。)	ル以内のもの		
	盛土又は切土をする 土地の面積の区分が 0.5ヘクタールを 超え1.0ヘクタ ール以内のもの	1 件	7,400 円
	盛土又は切土をする 土地の面積の区分が 1.0ヘクタールを 超え2.0ヘクタ ール以内のもの	1 件	8,300 円
	盛土又は切土をする 土地の面積の区分が 2.0ヘクタールを 超え4.0ヘクタ ール以内のもの	1 件	9,000 円
	盛土又は切土をする 土地の面積の区分が 4.0ヘクタールを 超え7.0ヘクタ ール以内のもの	1 件	11,00 0円
	盛土又は切土をする 土地の面積の区分が 7.0ヘクタールを	1 件	13,00 0円

		超え10.0ヘクタール以内のもの		
		盛土又は切土をする土地の面積の区分が10.0ヘクタールを超えるもの	1件	16,000円
43の3	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の5第9第1項の規定に基づく容積率等に関する特別の許可		1件	160,000円

改める。

（大崎市建築審査会条例の一部改正）

第2条 大崎市建築審査会条例（平成19年大崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第2項」を「第163条の5第9第2項」に改め、同項第2号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第2項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の5第9第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

議案第 25 号

大崎市就学支援審議会条例の一部を改正する条例

大崎市就学支援審議会条例（平成 18 年大崎市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大崎市教育支援委員会条例

第 1 条第 1 項中「教育的見地から就学支援と適正な判別を行うため」を「適切な就学先及び就学後における適切な教育支援の調査審議及び助言を行うため」に、「大崎市就学支援審議会（以下「審議会」を「大崎市教育支援委員会（以下「委員会」に改め、同条第 2 項，第 2 条第 1 項，第 4 条第 1 項，第 5 条第 1 項及び第 2 項，第 6 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 7 条中「審議会」を「委員会」に改める。

附 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第26号

大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例

(大崎市放課後児童クラブ実施条例の一部改正)

第1条 大崎市放課後児童クラブ実施条例（平成18年大崎市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第4条の表大崎市古川なかよし放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

大崎市古川第2なかよし放課後児童クラブ	40	大崎市古川東放課後児童クラブ室	大崎市古川福沼三丁目16番1号
大崎市古川第3なかよし放課後児童クラブ	60	大崎市古川東放課後児童クラブ室	大崎市古川福沼三丁目16番1号

(大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部改正)

第2条 大崎市放課後児童クラブ室設置条例（平成30年大崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大崎市古川南放課後児童クラブ室の項の前に次のように加える。

大崎市古川東放課後児童クラブ室	大崎市古川福沼三丁目16番1号
-----------------	-----------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の大崎市放課後児童クラブ実施条例の規定による大崎市古川第2なかよし放課後児童クラブ及び大崎市古川第3なかよし放課後児童クラブの実施に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第27号

大崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大崎市国民健康保険税条例（平成18年大崎市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.80」を「100分の6.90」に改める。

第5条中「20,700円」を「29,300円」に改める。

第5条の2第1号中「15,800円」を「20,100円」に改め、同条第2号中「7,900円」を「10,050円」に改め、同条第3号中「11,850円」を「15,075円」に改める。

第6条中「100分の2.25」を「100分の2.80」に改める。

第7条の2中「8,000円」を「12,000円」に改める。

第7条の3第1号中「5,800円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「2,900円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「4,350円」を「6,150円」に改める。

第8条中「100分の2.26」を「100分の2.20」に改める。

第9条の2中「9,600円」を「10,800円」に改める。

第9条の3中「4,700円」を「5,200円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「14,490円」を「20,510円」に改め、同号イ（ア）中「11,060円」を「14,070円」に改め、同号イ（イ）中「5,530円」を「7,035円」に改め、同号イ（ウ）中「8,295円」を「10,552円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「8,400円」に改め、同号エ（ア）中「4,060円」を「5,740円」に改め、同号エ（イ）中「2,030円」を「2,8

70円」に改め、同号エ（ウ）中「3,045円」を「4,305円」に改め、同号オ中「6,720円」を「7,560円」に改め、同号カ中「3,290円」を「3,640円」に改め、同項第2号ア中「10,350円」を「14,650円」に改め、同号イ（ア）中「7,900円」を「10,050円」に改め、同号イ（イ）中「3,950円」を「5,025円」に改め、同号イ（ウ）中「5,925円」を「7,537円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「6,000円」に改め、同号エ（ア）中「2,900円」を「4,100円」に改め、同号エ（イ）中「1,450円」を「2,050円」に改め、同号エ（ウ）中「2,175円」を「3,075円」に改め、同号オ中「4,800円」を「5,400円」に改め、同号カ中「2,350円」を「2,600円」に改め、同項第3号ア中「4,140円」を「5,860円」に改め、同号イ（ア）中「3,160円」を「4,020円」に改め、同号イ（イ）中「1,580円」を「2,010円」に改め、同号イ（ウ）中「2,370円」を「3,015円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ（ア）中「1,160円」を「1,640円」に改め、同号エ（イ）中「580円」を「820円」に改め、同号エ（ウ）中「870円」を「1,230円」に改め、同号オ中「1,920円」を「2,160円」に改め、同号カ中「940円」を「1,040円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,105円」を「4,395円」に改め、同号イ中「5,175円」を「7,325円」に改め、同号ウ中「8,280円」を「11,720円」に改め、同号エ中「10,350円」を「14,650円」に改め、同項第2号ア中「1,200円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,000円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「4,800円」に改め、同号エ中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大崎市国民健康保険税条例の規定は，令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和 7 年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 28 号

大崎市リサイクルデザイン工房条例の一部を改正する条例

大崎市リサイクルデザイン工房条例（平成 18 年大崎市条例第 184 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「大崎市古川リサイクルデザイン展示館」を「大崎市リサイクルデザイン展示館」に、「古川川端 2 番 15 号」を「岩出山字船場 2 1 番地」に改める。

別表情報室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 29 号

大崎市土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

大崎市土地改良事業助成条例（平成 18 年大崎市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 割」を「3 割」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第30号

大崎市公共物管理条例等の一部を改正する条例

(大崎市公共物管理条例の一部改正)

第1条 大崎市公共物管理条例（平成18年大崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表使用の項を次のように改める。

使用 類 の 設 置	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱		880
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		820
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
地下に設ける電線その他の線類	3		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	500	
地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	310	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	
郵便差出箱及び信書便差出箱		430	
広告塔及び広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	900	
鉄塔	使用面積1平方メ	1,000	

		メートルにつき1年	
管 類 の 設 置	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		46
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		310
	外径1メートル以上のもの		610
	駐車場、休憩所、遊戯場、露店、商品置場又は材料置場		使用面積1平方メートルにつき1年
農地	5		
採草放牧地	3		
通路及び通路橋	220		
そ の 他	工作物を設置する場合	170	
	工作物を設置しない場合	100	

(大崎市都市公園条例の一部改正)

第2条 大崎市都市公園条例（平成18年大崎市条例第252号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の表を次のように改める。

2 都市公園を占有する場合の使用料

占有物件	単位	使用料	
第1種電柱	1本につき1年	570円	
第2種電柱		880円	
第3種電柱		1,200円	
第1種電話柱		510円	
第2種電話柱		820円	
第3種電話柱		1,100円	
その他の柱類		51円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	
地下に設ける電線その他の線類		3円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	500円	
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	310円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	430円	
鉄塔	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	
水道管又は下水道管, ガス管その他こ	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22円
	外径が0.07メートル		31円

れに類するもの	ル以上0.1メートル未満のもの	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	46円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	92円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	220円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	310円
	外径が1メートル以上のもの	610円
通路及び通路橋	占用面積1平方メートルにつき1年	220円
標識	1本につき1年	820円
広告塔及び広告板	表示面積1平方メ	900円

	一トルにつき1年	
公衆電話ボックス敷	1個につき1年	1,000円
展示会又は競技会その他これらに類する仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	90円
工事用板囲, 足場, 詰所その他工事用施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円

(大崎市道路占用料条例の一部改正)

第3条 大崎市道路占用料条例（平成18年大崎市条例第257号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
道路法 第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につき	570
	第2種電柱	1年	880
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		820
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー	5
	地下に設ける電線その他の線類	トルにつき 1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	500
地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メート	310	

		ルにつき 1 年	
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 0 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		4 3 0
	広告塔	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	9 0 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1, 0 0 0
道 路 法 第 3 2 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外径が 0. 0 7メートル未満のもの	長さ 1 メー トルにつき 1 年	2 2
	外径が 0. 0 7メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		3 1
	外径が 0. 1メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		4 6
	外径が 0. 1 5メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		6 1
	外径が 0. 2メートル以上 0. 3メ ートル未満のもの		9 2
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4メ ートル未満のもの		1 2 0
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7メ ートル未満のもの		2 2 0

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		310	
	外径が1メートル以上のもの		610	
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		上空に設ける通路	450	
		地下に設ける通路	270	
		その他のもの	1,000	
	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	90	
道路法	看板（アー	一時的に設けるもの	表示面積1	90

施行令 (昭和 27年 政令第 479 号)第 7条第 1号に 掲げる 物件	チであるも のを除く。)		平方メー トルにつ き1月	
		その他のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	900
	標識		1本につ き1年	820
	旗ざお	祭礼, 縁日 その他の催 しに際し, 一時的に 設けるもの	1本につ き1日	9
		その他のもの	1本につ き1月	90
	幕(道路法 施行令第 7条第4号 に掲げる工 事)	祭礼, 縁日 その他の催 しに際し, 一時的に 設けるもの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	9
	用施設であ るものを除 く。)	その他のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1月	90
	アーチ	車道を横 断するもの	1基につ き	900
		その他のもの	1月	450
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1平方メ ートル

		ルにつき 1 年	
道路法施行令第 7 条第 4 号に掲げる工事用 施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メート	9 0
道路法施行令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建 築物及び同条第 7 号に掲げる施設		ルにつき 1 月	1 0 0
道路法 施行令 第 7 条	トンネルの上又は高架の道路の路面 下（当該路面下の地下を除く。）に 設けるもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	A に 0 . 0 1 4 を乗じて得 た額
第 8 号 に掲げ る施設	上空に設けるもの		A に 0 . 0 1 8 を乗じて得 た額
	地下（トンネルの上の地 下を除く。）に設けるもの		A に 0 . 0 0 4 を乗じて得 た額
	階数が 1 の もの		A に 0 . 0 0 6 を乗じて得 た額
	階数が 2 の もの		A に 0 . 0 0 8 を乗じて得 た額
	階数が 3 以 上のもの		A に 0 . 0 2 6 を乗じて得 た額
	その他のもの		A に 0 . 0 2 6 を乗じて得 た額
道路法 施行令	建築物		A に 0 . 0 2

第7条 第9号		2を乗じて得た額
に掲げる施設	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額
道路法 施行令 第7条	建築物	Aに0.024を乗じて得た額
第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額
道路法 施行令 第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た額

道路法 施行令 第7条 第13 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は高速自動車国道若 しくは自動車専用道路（高架のもの に限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.02 2を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	Aに0.02 4を乗じて得 た額
	その他のもの	Aに0.03 4を乗じて得 た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の大崎市公共物管理条例別表の規定は、施行日以後に徴収するものとされた使用料について適用し、施行日前に徴収するものとされた使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大崎市都市公園条例別表第3の規定は、施行日以後に徴収するものとされた使用料について適用し、施行日前に徴収するものとされた使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の大崎市道路占用料条例別表の規定は、施行日以後に徴収するものとされた占用料について適用し、施行日前に徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 31 号

大崎市市営住宅条例の一部を改正する条例

大崎市市営住宅条例（平成 18 年大崎市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表中古川諏訪球場前住宅の項を削り，同表鹿島台姥ヶ沢住宅の項中「69 番地外」を「56 番地 5 外」に改め，同表鹿島台鈴掛住宅の項中「56 番地」を「56 番地 4」に改める。

別表第 4 号の表鹿島台姥ヶ沢集会所の項中「69 番地」を「56 番地 5」に改める。

別表第 5 号の表鹿島台姥ヶ沢住宅駐車場の項中「69 番地」を「56 番地 6 外」に改め，同表鹿島台鈴掛住宅駐車場の項中「56 番地」を「56 番地 4」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 3 2 号

大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例

(大崎市農業集落排水事業条例の一部改正)

第 1 条 大崎市農業集落排水事業条例（平成 1 8 年大崎市条例第 1 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(大崎市下水道条例の一部改正)

第 2 条 大崎市下水道条例（平成 1 8 年大崎市条例第 2 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(大崎市水道事業給水条例の一部改正)

第 3 条 大崎市水道事業給水条例（平成 1 8 年大崎市条例第 2 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定

により置かれた管理者を含む。以下同じ。)又は他の地方公共団体の長が同項の指定をした者(以下「他地方公共団体指定事業者等」という。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他地方公共団体指定事業者等(以下「指定給水装置工事事業者等」という。)」を加える。

第8条第2項及び第35条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

(大崎市浄化槽整備事業条例の一部改正)

第4条 大崎市浄化槽整備事業条例(平成19年大崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

議案第 33 号

大崎市消防団条例の一部を改正する条例

大崎市消防団条例（平成 18 年大崎市条例第 270 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「消防団員」を「基本消防団員」に改める。

別表第 1 の 1 の表基本消防団員の部部長の項中「42,000 円」を「51,000 円」に、同部班長の項中「37,000 円」を「44,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第34号

工事施行協定の変更協定の締結について

令和7年6月27日付けで議決を得た東北本線田尻・瀬峰間貝ノ堀こ線橋耐震補強補修工事に関する施行協定の一部を次のように変更し、協定を締結することについて、大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年大崎市条例第70号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

現協定金額

総額 286,300,844円

大崎市負担額 286,300,844円

変更協定金額

総額 △53,620,623円

大崎市負担額 △53,620,623円

変更後の協定金額

総額 232,680,221円

大崎市負担額 232,680,221円

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康志

議案第 35 号

財産の減額貸付について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めらる。

1 減額貸付する財産の所在地，種別及び面積

(1) 土地

所在地	種別	面積 (平方メートル)
大崎市鹿島台大迫寺沢 40 番地 1	学校用地	11,928.14

(2) 建物

所在地	種別	構造	面積 (平方メートル)
大崎市鹿島台大迫寺沢 40 番地 1	校舎	鉄筋コンク リート造	2,092
同	体育館	鉄骨造	892

(3) その他

附属する施設，設備等を含む。

2 減額貸付の目的

障がい児・障がい者福祉サービス事業所として利活用を図るため。

3 減額貸付の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 減額貸付の金額

年額 600,000 円

5 減額貸付の相手方

石巻市東中里二丁目5番2-4号

株式会社グロウアップウィズ 代表取締役 鈴木 啓介

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 36 号

指定管理者の指定期間の変更について

令和 5 年 1 2 月 1 3 日付けで議決を得た大崎市三本木南谷地集会所の指定管理者の指定期間を次のように変更することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，議会の議決を求める。

変更前の指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

変更後の指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 37 号

指定管理者の指定期間の変更について

令和 5 年 1 2 月 1 3 日付けで議決を得た大崎市三本木多田川集会所の指定管理者の指定期間を次のように変更することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，議会の議決を求める。

変更前の指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

変更後の指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第 38 号

字の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、
本市の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するものとする。

令和 8 年 2 月 5 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

別紙

土地改良事業施行区域内

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
鹿島台木間塚 字新列龍	鹿島台木間塚字福芦	鹿島台木間塚字築道19から29まで、鹿島台木間塚字列龍18の3、19の1から19の3まで、20から41までの地先の道路である公有地の全部
	鹿島台木間塚字築道	19から29まで、37の1、37の2、38の1、38の2、39の1、39の2、40の1、40の2、41の1、41の2、42の1、42の2、43の1、43の2、44の1、44の2、45の1、45の2、46の1、46の2、47の1、47の2、55の1、55の2、56の1、56の2、57の1、57の2、58の1、58の2、59の1、59の2、60の1、60の2、61の1、61の2、62の1、62の2、63の1、63の2、64の1、64の2、65の1、65の2、72の1、72の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、79の2、80の1、80の2、81の1、81の2、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1、86の2、87の1、87の2、88の1、88の2、89、89の1、89の2、90、90の1、90の2、91の1、91の2、92、92の1、92の2、93の1、93の2、94の1、94の2、95の1、95の2、96の1、96の2、97の1、97の2、98の1、98の2、99の1、99の2、100の1、100の2、101の1、101の2、102の1、102の2、103の1、103の2、104の1、104の2、105、105の1、106、107の3、108から115まで、115の1、116、117、117の1、119の2、119の4、120の2から120の16まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	鹿島台木間塚字列龍	18の1、18の3から18の6まで、19の1から19の3まで、20から41まで、57の1、57の2、57の4から57の8まで、58の1、58の2、59の1、59の2、59の4から59の6まで、59の8、59の9、59の11、60、60の1、61、61の1、62、63、63の1、64、64の1、65、65の1、65の2、66の1、66の2、67の1、67の2、68の1、68の2、69の1、69の2、70の1、70の2、71の1、71の2、72の1、72の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、79の2、80の1、80の2、81の1、81の2、97の1、97の2、97の4から97の8まで、98の1から98の3まで、99の1、99の2、100の1、100の2、101の1、101の2、102の1、102の2、103の1、103の2、104から108まで、108の1、108の2、109、109の1、109の2、110、110の1、110の2、111の1、111の2、112、112の1、112の2、113の1、113の2、114の1、114の2、115の1、115の2、116の1、116の2、117の1、117の2、118の1、118の2、119の1、119の2、120の1、120の2、121の1、121の2、137の1、137の2、137の4から137の8まで、138の1から138の3まで、139の1、139の2、140の1、140の2、141の1、141の2、142の1、142の2、143の1、143の2、144の1、144の2、145の1、145の2、146の1、146の2、147の1、147の2、148の1、148の2、149の1から149の3まで、150の1、150の2、151の1、151の2、152の1、152の2、153の1、153の2、154の1、154の2、155の1、155の2、156、156の1、157、157の1、158、158の1、159、159の1、160の1、160の2、161の1から161の3まで、162の1から162の3まで、178の1、178の2、

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	鹿島台木間塚字刳龍	178の4から178の8まで, 179の1から179の3まで, 180の1, 180の2, 181の1, 181の2, 182の1, 182の2, 183の1, 183の2, 184の1, 184の2, 185の1, 185の2, 186の1, 186の2, 187の1, 187の2, 188の1, 188の2, 189の1, 189の2, 190の1, 190の2, 191の1, 191の2, 192の1, 192の2, 193の1, 193の2, 194の1, 194の2, 195の1, 195の2, 196の1, 196の2, 197の1, 197の2, 198の1, 198の2, 199の1, 199の2, 200から203まで, 219の1, 219の2, 219の4から219の8まで, 220の1から220の3まで, 221の1, 221の2, 222の1, 222の2, 223の1, 223の2, 224の1, 224の2, 225の1, 225の2, 226の1, 226の2, 227の1, 227の2, 228の1, 228の2, 229の1, 229の2, 230の1, 230の2, 231の1, 231の2, 232の1, 232の2, 233の1, 233の2, 234の1, 234の2, 235の1, 235の2, 236の1, 236の2, 237の1, 237の2, 238の1, 238の2, 239の1, 239の2, 240の1, 240の2, 241の1, 241の2, 242の1, 242の2, 243の1, 243の2, 244の1, 244の2, 245の1, 245の2, 246の1, 246の2, 247の1, 247の2, 248の1, 248の2, 249の1, 249の2, 250, 266の1, 266の2, 266の4から266の8まで, 267の1, 267の2, 268の1, 268の2, 269の1, 269の2, 270の1, 270の2, 271の1, 271の2, 272の1, 272の2, 273の1, 273の2, 274の1, 274の2, 275の1, 275の2, 276の1, 276の2, 277の1, 277の2, 278の1, 278の2, 279の1, 279の2, 280の1, 280の2, 281の1, 281の2, 282の1, 282の2, 283の1, 283の2, 284の1, 284の2, 285の1, 285の2, 286の1, 286の2, 287の1, 287の2, 288の1, 288の2, 289の1, 289の2, 290の1, 290の2, 291の1, 291の2, 292の1, 292の2, 293の1, 293の2, 294の1, 294の2, 295の1, 295の2, 296の1, 296の2, 297の1, 297の2, 298の1, 298の2, 299の1, 299の2, 300の1から300の3まで, 301から304まで, 320の1, 320の2, 320の4から320の8まで, 321の1から321の3まで, 322の1, 322の2, 323の1, 323の2, 324の1, 324の2, 325の1, 325の2, 326の1, 326の2, 327の1, 327の2, 328の1, 328の2, 329の1, 329の2, 330の1, 330の2, 331の1, 331の2, 332の1, 332の2, 333の1, 333の2, 334の1, 334の2, 335の1, 335の2, 336の1, 336の2, 337の1, 337の2, 338の1, 338の3, 339の1, 339の2, 340の1, 340の2, 341の1, 341の2, 342の1, 342の2, 343の1, 343の2, 344の1, 344の2, 345の1, 345の2, 346の1, 346の2, 347の1, 347の2, 348の1, 348の2, 349の1, 349の2, 350の1, 350の2, 351の1, 351の2, 352の1, 352の2, 353の1, 353の2, 354の1, 354の2, 355の2, 356の2, 356の3, 357の1, 357の2, 358の1, 358の2, 359の1, 359の2, 360, 360の2, 361, 361の2, 361の3, 361の5, 377の1, 377の2, 377の4から377の8まで, 378の1から378の3まで, 379の1, 379の2, 380の1, 380の2, 381の1, 381の2, 382の1, 382の2, 383の1, 383の2,

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	鹿島台木間塚字勿龍	384の1, 384の2, 385の1, 385の2, 386の1, 386の2, 387の1, 387の2, 388の1, 388の2, 389の1, 389の2, 390の1, 390の2, 391の1, 391の2, 392の1, 392の2, 393の1, 393の2, 394の1, 394の2, 395の1, 395の2, 396の1, 396の2, 397の1, 397の2, 398の1, 398の2, 399の1, 399の2, 400の1, 400の2, 401の1, 401の2, 402の1, 402の2, 403の1, 403の2, 404の1, 404の2, 405の1, 405の2, 406の1, 406の2, 407の1, 407の2, 408の1, 408の2, 409の1, 409の2, 410の1, 410の2, 411の1, 411の2, 412の1, 412の2, 413の1, 413の2, 414の1, 414の2, 415の1, 415の2, 416の1, 416の2, 417の1, 417の2, 418, 418の2から418の4まで, 434の 1, 434の2, 434の4から434の8まで, 435の1から435の3 まで, 436の1, 436の2, 437の1, 437の2, 438の1, 438の2, 439の1, 439の2, 440の1, 440の2, 441の1, 441の2, 442の1, 442の2, 443の1, 443の2, 444の1, 444の2, 445の1, 445の2, 446の1, 446の2, 447の1, 447の2, 448の1, 448の2, 449の1, 449の2, 450の1, 450の2, 451の1, 451の2, 452の1, 452の2, 453の1, 453の2, 454の1, 454の2, 455の1, 455の2, 456の1, 456の2, 457の1, 457の2, 458の1, 458の2, 459の1, 459の2, 460の1, 460の2, 461の1, 461の2, 462の1, 462の2, 463の1, 463の2, 464の1, 464の2, 465の1, 465の2, 466の1, 466の2, 467の1, 467の2, 468の1, 468の2, 469の1, 469の2, 470の1, 470の2, 471の1, 471の2, 472の1, 472の2, 473の1, 473の2, 474の1, 474の2, 475, 475の2から475の4まで, 491の1, 491の 2, 491の4から491の7まで, 492の1から492の5まで, 493 の1, 493の2, 494の1, 494の2, 495の1, 495の2, 496の1, 496の2, 497の1, 497の2, 498の1, 498の2, 499の1, 499の2, 500の1, 500の2, 501の1, 501の2, 502の1, 502の2, 503の1, 503の2, 504の1, 504の2, 505の1, 505の2, 506の1, 506の2, 507の1, 507の2, 508の1, 508の2, 509の1, 509の2, 510の1, 510の2, 511の1, 511の2, 512の1, 512の2, 513の1, 513の2, 514の1, 514の2, 515の1, 515の2, 516の1, 516の2, 517の1, 517の2, 518の1, 518の2, 519の1, 519の2, 520の1, 520の2, 521の1, 521の2, 522の1, 522の2, 523の1, 523の2, 524の1, 524の2, 525の1, 525の2, 526の1, 526の2, 527の1, 527の2, 528の1, 528の2, 529の1, 529の2, 530の1, 530の2, 531の1, 531の2, 532の2から532の5まで, 546の1, 547の1, 547の4から 547の7まで, 548の1, 548の4から548の6まで, 549の1, 549の4から549の6まで, 550の1, 550の4から550の6まで, 551の1, 551の4から551の6まで, 552の1, 552の4から 552の7まで, 553の1から553の3まで, 554の1から554の3 まで, 555の1から555の3まで, 556の1から556の3まで, 557の1から557の3まで, 558の1から558の3まで, 559の1, 559の2, 560の1, 560の2, 561の1, 561の2, 562の1,

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	鹿島台木間塚字刳龍	562の2, 563の1, 563の2, 564の1, 564の2, 565の1, 565の2, 566の1, 566の2, 567の1, 567の2, 568の1, 568の2, 569の1, 569の2, 570の1, 570の2, 571の1, 571の2, 572の1, 572の2, 573の1, 573の2, 574の1, 574の2, 575の1, 575の2, 576の1, 576の2, 577の1, 577の2, 578の1, 578の2, 579の1, 579の2, 580の1, 580の2, 581から587まで, 587の2から587の6まで, 601の1, 602の1, 602の5から602の9まで, 603の1, 603の4から603の7まで, 604の1, 604の4から604の6まで, 605の1, 605の4から605の6まで, 606の1, 606の4から606の7まで, 607の1から607の3まで, 608の1から608の3まで, 609の1から609の3まで, 610の1から610の3まで, 611の1から611の3まで, 612の1から612の3まで, 613の1, 613の2, 614の1, 614の2, 615の1, 615の2, 616の1, 616の2, 617の1, 617の2, 618の1, 618の2, 619の1, 619の2, 620の1, 620の2, 621の1, 621の2, 622の1, 622の2, 623の1, 623の2, 624の1, 624の2, 625の1, 625の2, 626の1, 626の2, 627の1, 627の2, 628の1, 628の2, 629の1, 629の2, 630の1, 630の2, 631の1, 631の2, 632の1, 632の2, 633の1, 633の2, 634の1, 634の2, 635から641まで, 642の2, 642の4から642の6まで, 656の1, 656の4, 656の5, 657の1, 657の4から657の6まで, 658の1から658の7まで, 659の1, 659の2, 660の1, 660の2, 661の1, 661の2, 662の1, 662の2, 663の1, 663の2, 664の1, 664の2, 665の1, 665の2, 666の1, 666の2, 667の1, 667の2, 668の1, 668の2, 669の1, 669の2, 670の1, 670の2, 671の1, 671の2, 672の1, 672の2, 673の1, 673の2, 674の1, 674の2, 675の1, 675の2, 676の1, 676の2, 677の1, 677の2, 678の1, 678の2, 679の1, 679の2, 680の1, 680の2, 681の1, 681の2, 682の1, 682の2, 683の1, 683の2, 684の1, 684の2, 685の1, 685の2, 686の1, 686の2, 687の1, 687の2, 688の1, 688の2, 689の1, 689の2, 690の1, 690の2, 691の1, 691の2, 692の1, 692の2, 693の1, 693の2, 694の1, 694の2, 695の1, 695の2, 696の3から696の5まで, 712の1, 712の2, 712の4から712の8まで, 713の1, 713の2, 713の4から713の6まで, 714の1から714の5まで, 715の1, 715の2, 716の1, 716の2, 717の1, 717の2, 718の1, 718の2, 719の1, 719の2, 720の1, 720の2, 721の1, 721の2, 722の1, 722の2, 723の1, 723の2, 724の1, 724の2, 725の1, 725の2, 726の1, 726の2, 727の1, 727の2, 728の1, 728の2, 729の1, 729の2, 730の1, 730の2, 731の1, 731の2, 732の1, 732の2, 733の1, 733の2, 734の1, 734の2, 735の1, 735の2, 736の1, 736の2, 737の1, 737の2, 738の1, 738の2, 739の1, 739の2, 740の1, 740の2, 741の1, 741の2, 742の1, 742の2, 743の1, 743の2, 744の1, 744の2, 745の1, 745の2, 746の1, 746の2, 747の1, 747の2, 748の1, 748の2, 749の1,

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	鹿島台木間塚字刳龍	749の2, 750の3から750の5まで, 768の1, 768の4から768の6まで, 769の1, 769の4から769の6まで, 770の1, 770の2, 770の4から770の8まで, 771の1から771の4まで, 772の1, 772の2, 773の1, 773の2, 774の1, 774の2, 775の1, 775の2, 776の1, 776の2, 777の1, 777の2, 778の1, 778の2, 779の1, 779の2, 780の1, 780の2, 781の1, 781の2, 782の1, 782の2, 783の1, 783の2, 784の1, 784の2, 785の1, 785の2, 786の1, 786の2, 787の1, 787の2, 788の1, 788の2, 789の1, 789の2, 790の1, 790の2, 791の1, 791の2, 792の1, 792の2, 793の1, 793の2, 794の1, 794の2, 795の1, 795の2, 796の1, 796の2, 797の1, 797の2, 798の1から798の3まで, 799の1, 799の2, 800の1, 800の2, 801の1, 801の2, 802の1, 802の2, 803の1, 803の2, 804の2から804の4まで, 824の2, 824の3, 825の1, 825の2, 825の4から825の7まで, 826の1, 826の2, 826の4から826の6まで, 827の1, 827の2, 827の4から827の6まで, 828の1から828の5まで, 829の1, 829の2, 830の1, 830の2, 831の1, 831の2, 832の1, 832の2, 833の1, 833の2, 834の1, 834の2, 835の1, 835の2, 836の1, 836の2, 837の1, 837の2, 838の1, 838の2, 839の1, 839の2, 840の1, 840の2, 841の1, 841の2, 842の1, 842の2, 843の1, 843の2, 844の2, 844の3, 845の3, 846の5, 846の6, 847の4, 848の4から848の6まで, 849の3, 850の2, 851の3, 852の3, 853の3, 853の5, 853の6, 854の1, 854の2, 855の1, 855の2, 856の1, 856の2, 857の1, 857の2, 858の3から858の5まで, 881の4, 882の1, 882の5から882の7まで, 883の1, 883の4から883の6まで, 884の1, 884の4から884の6まで, 885の1, 885の2, 885の4から885の6まで, 886の1, 886の2, 887の1, 887の2, 888の1, 888の2, 889の1, 889の2, 890の1から890の3まで, 891の1, 891の2, 892の1, 892の2, 893の1, 893の2, 896の1, 896の2, 897の1, 897の2, 898の1, 898の2, 899の1, 899の2, 900の1, 900の2, 901の1, 901の2, 902の1, 902の2, 903の1, 903の2, 904の1, 904の2, 905の1, 905の2, 906の1, 906の2, 907の1, 907の2, 908の1, 908の2, 909の1, 909の2, 910の1, 910の2, 911の1, 911の2, 912の1, 912の2, 913の2, 913の4及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
	鹿島台木間塚字上地	28の2, 28の4, 29の1, 29の2, 29の4, 29の6から29の8 まで, 30の1, 30の2, 30の4から30の6まで, 31の1, 31の2, 31の4から31の6まで, 32の1, 32の2, 32の4から32の6まで, 33の1から33の4まで, 34の1, 34の2, 35の1, 35の2, 36 の1から36の3まで, 37の1, 37の2, 38の1, 38の2, 39の1, 39の2, 40の1, 40の2, 41の1, 41の2, 42の1, 42の2, 43の1, 43の2, 44の1, 44の2, 45の1, 45の2, 46の1, 46の2, 47の1, 47の2, 48の1, 48の2, 49の1, 49の2, 50の1, 50の2, 51の1, 51の2, 52の1, 52の2, 53の1, 53の2, 54の1, 54の2, 55の1, 55の2, 56の3, 56の5, 88の4, 88の7, 89の1, 89の4, 89の6, 89の7, 90の1, 90の4から90の6まで, 91の1, 91の4から91の6まで, 92の1, 92の2, 92の4から92の7まで, 93の1から93の3まで, 94の1, 94の2, 95の1, 95の2, 96の1, 96の2, 97の1, 97の2, 98の1, 98の2, 99の1, 99の2, 100の1, 100の2, 101 の1, 101の2, 102の1から102の3まで, 103の1, 103の2, 104の1から104の3まで, 105の1, 105の2, 106の1, 106の2, 107の1, 107の2, 108の1, 108の2, 109の1, 109の2, 110の1, 110の2, 111の1, 111の2, 112の2 から112の4まで, 148の2, 148の4, 149の1, 149の2, 149の4から149の6まで, 150の1, 150の2, 150の4から 150の6まで, 151の1, 151の2, 151の4から151の6まで, 152の1, 152の2, 152の4から152の6まで, 153の1から 153の3まで, 154の1, 154の2, 155の1, 155の2, 156 の1, 156の2, 157の1, 157の2, 158の1, 158の2, 159の1から159の3まで, 160の1, 160の2, 161の1, 161の2, 162の1, 162の2, 163の1, 163の2, 164の1, 164の2, 165の1, 165の2, 166の1, 166の2, 167の1, 167の2, 168の2から168の4まで, 209の3から209の5まで, 210の1, 210の4から210の6まで, 211の1, 211の4から 211の6まで, 212の1, 212の4から212の6まで, 213の1, 213の2, 213の4から213の6まで, 214の1から214の3まで, 215の1, 215の2, 216の1から216の4まで, 219の5, 220の1, 220の5, 221から224まで, 225の2, 225の3, 270の2, 270の4, 271の1, 271の3, 271の5から271の 7まで, 272の1, 272の3, 272の6から272の8まで, 273の 1, 273の3, 273の8から273の10まで, 273の12, 273の 13及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

議案第 39 号

大崎市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

次のとおり本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第3項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定する郵便局

名 称 古川郵便局

所在地 大崎市古川駅前大通五丁目3番3号

2 指定する郵便局において取り扱う事務

(1) 法第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該

指定期間満了の3か月前までに、本市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とする。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志

議案第40号

大崎市過疎地域持続的発展計画について

大崎市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月5日提出

大崎市長 伊藤 康 志